

北九州市地域福祉活動第7次計画 策定経過

本計画は、地域福祉活動に関係する地域団体をはじめ、社会福祉施設、企業、ボランティア、行政などとの意見交換を重ね、今後5カ年の本市の地域福祉活動の指針となる計画策定について、北九州市社会福祉協議会の常設委員会「総合企画委員会」で協議を行いました。

1 北九州市社会福祉協議会 総合企画委員会 委員名簿

※敬称略

選出区分	所属名	役職名	氏名	備考
区社協運営 委員会委員	門司区社会福祉協議会運営委員会	会長	山下 洋介	
	若松区社会福祉協議会運営委員会	委員	結城 章生	副委員長
施設関係者	北九州高齢者福祉事業協会	理事	和田 恵子	
	北九州市保育所連盟	副会長	伊賀良 昌宏	
企業・労働 組合 関係者	北九州商工会議所	会員 サービス部 次長	藤井 大作	
	連合福岡北九州地域協議会	事務局長	遠藤 禎幸	
	北九州青年会議所	監事	竹内 陽平 徳永 大典	令和7年 12月31日まで 後任として就任
ボランティア・ NPO関係者	北九州NPO研究交流会	運営委員	大石 真純	
	Smileネットワーク北九州	理事長	山縣 郁子	
	北九州市障害福祉ボランティア協会	地域福祉活動 担当理事	古賀 由美子	
民間団体 関係者	北九州市民生委員児童委員協議会	筆頭副会長	森野 恵子	令和7年 11月30日まで
		理事	三橋 絹子	後任として就任
	北九州市老人クラブ連合会	副会長	中嶋 睦夫	
	子ども・若者応援センター「YELL」	センター長	村上 博志	
行政関係者	保健福祉局地域共生社会推進部 地域福祉推進課	課長	田津 真一	
学識経験者	福岡県立大学	教授	村山 浩一郎	委員長
	北九州市立大学	地域創生学群 准教授	村江 史年	

2 北九州市社会福祉協議会総合企画委員会での協議事項

	開催日	主な協議内容
第1回	令和7年 8月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 正副委員長の選任について ● 地域福祉活動計画の概要及び総合企画委員会の取り組みについて ● 第六次計画の点検・評価について ● 第7次計画の位置づけについて ● 第7次計画策定に向けた地域福祉の現状と課題について
第2回	令和7年 9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回総合企画委員会の振り返りについて ● 第7次計画の基本計画（体系図）について ● 第7次計画の評価方法について ● 第7次計画に関する委員への意見聴取について
第3回	令和7年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7次計画に関する委員への意見聴取の結果について ● 第7次計画素案について ● 今後の策定の進め方について
第4回	令和8年 2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント及び理事・評議員等からの意見について ● 北九州市地域福祉活動第7次計画最終案について ● 今後の配布計画について ● 北九州市社会福祉協議会令和8年度の事業計画（案）について

3 北九州市地域福祉活動第7次計画に関する意見聴取状況

本計画を策定するにあたり、市・区の地域福祉活動をより推進していく計画となるよう、市・区社協会長との意見交換会を実施しました。また、地域住民をはじめ、社会福祉施設、関係機関・団体、行政などと連携して計画的に活動に取り組むため、意見聴取を実施しました。

(1) 北九州市地域福祉活動第7次計画策定における市・区社協会長懇談会

- 実施期間 令和7年10月23日
- 意見聴取先 北九州市社会福祉協議会 各区運営委員会会長

(2) 北九州市地域福祉活動第7次計画（素案）に関する意見聴取


- 実施期間 令和7年12月26日～令和8年1月23日
- 意見聴取先
 - ・北九州市社会福祉協議会理事、評議員
 - ・市民への意見公募（パブリックコメント）

用語説明集

行	用語	解説
A	AI（人工知能）	人間のように学習・判断・推論などを行うコンピュータ技術です。大量の情報をもとに自動で分析や予測を行い、業務の効率化や課題解決に役立ちます。福祉分野でも相談支援や見守りなどへの活用が進んでおり、地域の見守りやつながりづくりなど、様々な分野への応用も期待されています。
S	SDGs	➡5ページ
あ	赤い羽根共同募金	敗戦による深刻な社会的・経済的混乱の中で、親をなくした子どもたちの支援などを目的として昭和22年に始まりました。赤い羽根共同募金の特色は、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、寄付金が「寄付された地域で活用される福祉財源」となることです。寄付された地域で支援を必要とする子ども・障害のある人・高齢者をはじめ、ひとり親世帯、生活困窮世帯などの支援に活用されています。また、近年頻発する自然災害での被災者復興支援やコロナ禍での子どもや居場所を失った人への緊急活動応援などにも役立てられています。
	アクセシビリティ	➡40ページ
い	委託事業	市社協では、社会福祉の専門団体として、市等から様々な事業を受託しています。事業の実施にあたっては、委託先と協議を行い、本市の地域福祉活動に資するよう取り組んでいます。 【令和7年度の委託事業一覧】※50音順 ウェルとばた管理事業、介護サービス相談員派遣事業、介護支援ボランティア事業、高齢者地域交流支援通所事業、高齢者見守りサポーター派遣事業、市民後見人支援事業、重層的支援体制整備事業（伴走型支援・参加支援）、生活支援体制整備事業、生活福祉資金貸付事務事業（生活福祉資金貸付事務・特例貸付債権管理事務）、生活困窮者自立相談支援事業、認知症サポーターキャラバン事業
	インクルーシブ	年齢・障害・国籍などの違いに関わらず、誰もが地域の一員として尊重され、参加しやすい環境をつくる考え方です。多様な背景をもつ人々が支え合い、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。
う	ウェルクラブ活動	地域の宝である子どもたちに「ふれあいネットワーク活動」などを体験してもらうことによって、次の世代の子どもたちと保護者などの世代に対して、福祉の風土づくりを進めるものです。この子どもたちの活動を、Well（適切、親切）・Welcome（歓迎）・Welfare（福祉）をイメージして「ウェルクラブ（Wellclub）」と名づけています。
	腕自慢おまかせサービス	65歳以上の高齢者のみの世帯または障害のある人のみの世帯の家具の移動や網戸の張替えなど、生活上のちょっとした困りごとに対し、市民や企業のグループなどがボランティアとして趣味・特技を活かしたお手伝いをしています。
か	介護サービス相談員派遣事業	利用者とサービス提供事業者との間での「契約」に基づくサービスを利用する介護保険制度での枠組みの中、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に厚生労働省が本事業を創設しました。定期的に相談員を事業所に派遣し、信頼関係を築きながら利用者の不安や疑問に寄り添い、事業者とともに問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

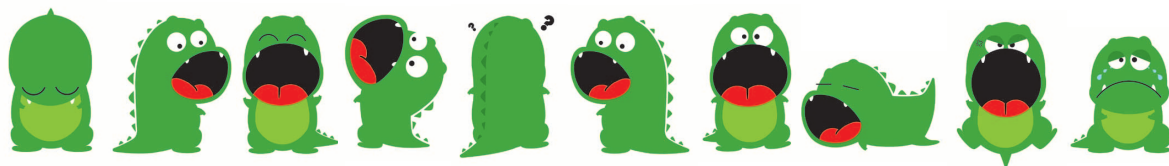
行	用語	解説
き	きたきゅうプチボラねっと	北九州市内で活動するボランティアグループに関する情報を検索できるWEBシステムです。ボランティア活動保険に加入し、情報公開に賛同している約370団体（令和7年度現在）の情報を掲載しており、活動場所や活動内容等から検索できます。ボランティア活動に興味のある人やボランティアの協力をお願いしたい人とボランティアグループが容易につながり、市内のボランティア活動がより活発になることを目指しています。
	キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師のことを指します。キャラバン・メイトになるためには、キャラバン・メイト養成研修を受講し修了することが必須です。市内では主に、介護経験者や介護事業所の職員、医師などの皆さんに担っていただき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにご協力いただいています。
こ	合理的配慮	➡15ページ
	高齢者地域交流支援通所事業	市内に居住する65歳以上の高齢者が、できるだけ長く地域で自立した生活ができるよう、健康や生きがいづくりに役立つプログラムを市内50カ所の市民センターで週2回実施しています。介護予防運動のほか、習字や絵手紙などの生きがい活動もあり、各市民センターで様々なバリエーションに富んだプログラムを提供しています。
	高齢者見守りサポーター派遣事業	認知症などにより見守りが必要な在宅高齢者を介護する家族などの負担を軽減するため、高齢者に寄り添い見守りや話し相手などを行う見守りサポーターをその居宅に派遣する事業です。利用申込があれば、対象者宅に訪問調査に伺い、対象者の状況や見守りサポーターが活動する上で留意する点などについて確認しています。
	孤独・孤立	「孤独」とは主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的概念であり、つながりや助けのない状態を指します。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面において、誰にでも起こりうるものです。
	コミュニティソーシャルワーカー	➡50ページ ※CSWと表記することもあります。
	コロナ特例貸付フォローアップ事業	令和2年からのコロナ禍で実施された特例貸付を利用した人のうち、償還が滞っている人や応答のない人などに対し、償還免除や猶予などの制度に関する情報提供を行うとともに、生活上の相談支援や適切な窓口の紹介などを行っています。
さ	災害時相互協力協定	平成27年度より、市内の経営者団体や労働組合、生活協同組合などとの協定を進め、定期的な連絡会を開催するとともに、当会が行う研修などにも参加をいただき、有事に備えた連携・体制づくりを継続して行っています。
	サロン活動	住民同士が気軽に集い、交流できる場です。高齢者や子育て世代、障害のある人など、様々な人々が参加し、ふれあいや情報交換を通じて、孤独・孤立を防ぎ、地域のつながりを深めます。サロンでは、お茶を飲みながらの談話、健康体操、趣味活動、介護や健康に関する講座など、地域のニーズに合わせた多彩なプログラムを実施しています。
	賛助会員	市社協が行う活動にご賛同いただき、活動を財政面で支えてくださる個人及び企業・法人のことです。ご賛同いただいた賛助会費は、市社協の行う事業、155の校(地)区社会福祉協議会の活動支援などに活用されています。
し	社会福祉大会	市民及び福祉関係者、ボランティアなどが一堂に会し、社会福祉に関する課題の解決に向けた決意を新たにするとともに、永年にわたり社会福祉の発展に功績などのあった方々に感謝と敬意を表し、本市における福祉活動のさらなる普及と社会福祉の一層の充実を図ることを目的に開催される大会です。

行	用語	解説
し	終活あんしんサポート事業者登録制度	市民が終活に取り組むときに、信頼できる事業者を安心して選択できるように市社協が創設しました。登録された事業者の情報を紹介し、安心して終活に関する相談やサービスを受けられる環境づくりを推進することで、市民の「最期まで自分らしく」生きる権利を支える制度です。
	重層的支援体制整備事業	年齢や分野を問わず、生活に課題を抱える住民を地域全体で支えるしくみです。相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に進め、誰もが安心して暮らせる包括的な支援体制を整備します。
	小地域福祉活動計画	校(地)区社協が中心となり、住民や地域団体・関係機関等に呼びかけて策定する、校(地)区の地域福祉活動に関する中期(5カ年)の計画です。 将来のまちの姿を描き、地域の福祉課題や資源も見つけながら、みんなで話し合って計画を策定・推進しています。
	シルバーひまわりサービス	在宅で生活されている65歳以上の介護保険の要介護認定(要支援1から要介護2まで)された人で、他の交通手段の利用が困難な人を対象に、ボランティアが2人1組で福祉車両を使用し、外出支援を行っています。
せ	生活困窮者自立相談支援事業	収入の減少や病気など、多様で複合的な課題により、生活に困りごとや不安を抱える人を対象に、生活保護に至る前に相談支援を行う事業です。相談支援員が状況を丁寧に聞き取り、本人と一緒に課題を整理しながら支援プランを作成します。関係機関と連携し、包括的かつ計画的な支援を行うことで、自立の促進を図っています。
ち	地域生活支援相談員	公的な福祉サービスだけでは対応の難しい、制度の狭間にいる人の生活支援ニーズ・地域生活課題に対応するため、校(地)区社協など地域と連携して、地域活動の拠点となる場(市民センター、公民館など)に配置された市社協の職員です。
	地域における公益的な取組	社会福祉法人はこれまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら地域と連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。 市社協では各種別社会福祉施設協議会と取組みの推進に関する協定を締結し、校(地)区社協と専門的な支援を可能とする社会福祉施設が連携を強め、地域福祉を推進しています。
て	テーマ型ボランティア・市民活動者の育成	具体的な活動につながるように、子どもや高齢者、障害のある人への支援や、災害ボランティアなど、活動のテーマを決めてボランティア・市民活動者の養成講座を行い、ボランティア・市民活動者を育成しています。
と	当事者団体	高齢者や障害のある人、介護者の他、何らかの生活課題を抱えた当事者の仲間づくりや情報交換、課題解決や改善に向けた活動に取り組む団体です。
	戸畑駅前地区防災相互応援協定	JR戸畑駅、イオン戸畑店、福岡銀行戸畑支店、市社協の4者間で、「戸畑駅前地区防災相互応援協定」を締結することで、大規模災害時には公共交通機関を利用されている帰宅困難者の受け入れや、物資の供給を迅速かつ円滑に行える体制をとっています。
に	認知症サポーター養成講座	誰もがなりうる認知症についての正しい理解と接し方を学び、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうための講座です。受講料は無料で、講座時間は通常、基礎編と応用編でそれぞれ90分です。10名以上で会場確保が可能な団体には講師を派遣し、個人受講の場合は定期的に講座を開催しています。

行	用語	解説
ふ	福祉教育推進プラットフォームフォーム	➡36ページ
	福祉協力員	民生委員・児童委員等と協力して、支援が必要と思われる世帯を見守る地域のボランティアです。 市社協会長が委嘱し、校(地)区社協が概ね50～100世帯に一人を目安に配置します。 困っていることを見つけることと、問題解決につながる活動や関係機関につなげること、自分で学習した情報を届けることを主な役割としています。
	プチボザウルス	市社協のマスコットキャラクターです。 生年月日：2003年7月23日 愛称：プチボ 好きなもの：子どもたちの笑顔、クッキー 特技：笑顔づくりのお手伝い 趣味：ボランティア活動 
	プラットフォームの強化	地域住民だけでは解決できない課題に対して、テーマ性や専門性を有するNPO法人や企業、大学、当事者団体などと連携して解決に取り組むため、各セクター間でのニーズとシーズ（提供できること）を交換・共有できる場を設定し、小地域福祉活動におけるつながりを構築します。
	ふれあいネットワーク活動	市内の155校(地)区社協が中心となって「見守り」、「話し合い」、「助け合い」の3つのしくみを進める住民主体の小地域福祉活動です。 →見守りのしくみ 福祉協力員が民生委員・児童委員などと連携し、支援が必要と思われる世帯を見守っています。 →話し合いのしくみ（連絡調整会議） 見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決するために、校(地)区社協が関係機関・団体と一緒に話し合いを行います。 →助け合いのしくみ 見守りで発見した生活の困りごとに対し、ニーズ対応員など、地域住民が手助けをしています。 ニーズ対応員は見守りで発見した困りごとに対し、日常簡易な手助けを行う地域のボランティアです。 ➡42ページ
ま	まちかど介護相談室	平成30年10月15日付で北九州市と公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会が締結した「地域の身近な相談拠点に関する協定」に基づき、身近で気軽に立ち寄れる介護などの相談窓口として、北九州高齢者福祉事業協会の会員施設約50か所に「まちかど介護相談室」が設置されています。 相談室では、各施設の職員が無料で電話や面談を行い、介護や介護予防などの相談に応じています。
み	身近な居場所	居場所とは、高齢者、障がいのある人、子どもをはじめ、地域住民の誰もが気楽に立ち寄ることができ、自由な時間を過ごすことができる場所のことです。 お茶を飲みながら談笑したり、趣味の手芸等をしたり、体操やゲームをしたりと様々な活動がその場所で行われ、地域住民の交流による孤立防止や生きがいづくりに繋がっています。 【身近な居場所の例】※50音順 いこいの家、公民館、個人の家、市民センター、集会所 など

行	用語	解説
み	民生委員・児童委員	<p>住民の抱える様々な困りごとに対して、地域の「身近な相談役」として活動するボランティアで、市内で約1,500名が厚生労働大臣から委嘱され、活動しています。</p> <p>自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障害のある人、子育て世帯などの見守りなどにも重要な役割を果たしています。</p>
ろ	老人クラブ	<p>地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、市内に約30,000人の会員がいます。概ね60歳以上の高齢者30名で単位クラブを結成し、仲間づくりを通じて「健康・友愛・奉仕」の全国三大運動を中心に、地域の諸団体と協働して明るい長寿社会づくりに努めています。</p> <p>会員による「友愛訪問活動」では、友愛訪問員が対象者宅へ“よき友人”として定期的に訪問し、安否確認と話し相手となる支えあい活動を基本に取り組んでいます。</p> <p>また、必要に応じて、手づくり弁当やおやつの配食などの日常生活の困りごと支援も行っています。</p>

みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり



北九州市社会福祉協議会

総務企画部	総務課・財務企画課	TEL 882-4401	FAX 882-3579	
	ウェルとばた管理課	TEL 871-7200	FAX 871-7211	
地域福祉部	地域支援課	TEL 882-4425	FAX 873-1351	
	活動推進課 (ボランティア・市民活動センター)	活動推進担当	TEL 881-0110	FAX 881-9680
		研修担当	TEL 881-6321	FAX 881-6306
	各区事務所	※下記に記載		
生活支援部	生活福祉課・自立支援課	TEL 873-1296	FAX 873-1351	
	権利擁護課 (権利擁護・市民後見センター「らいと」)	TEL 882-4914	FAX 882-2266	
	終活あんしんセンター	TEL 882-6211	FAX 882-2266	
	生活福祉資金相談コーナー	TEL 882-4405	FAX 871-4585	
北九州シニア ネットワークアカデミー	年長者研修大学校 周望学舎	TEL 591-2626	FAX 591-2629	
	年長者研修大学校 穴生学舎	TEL 645-6688	FAX 645-6661	
	穴生ドーム	TEL 645-6691	FAX 645-6661	

区事務所（区社会福祉協議会）

門司区	事務所（門司区社会福祉協議会）	TEL 331-3688	FAX 331-5994
	ボランティア・市民活動センター	TEL 322-2966	FAX 331-5994
小倉北区	事務所（小倉北区社会福祉協議会）	TEL 571-5452	FAX 571-9553
	ボランティア・市民活動センター	TEL 562-2051	FAX 562-2051
小倉南区	事務所（小倉南区社会福祉協議会）	TEL 951-5388	FAX 951-5391
	ボランティア・市民活動センター	TEL 951-5220	FAX 951-5391
若松区	事務所（若松区社会福祉協議会）	TEL 761-3422	FAX 761-3660
	ボランティア・市民活動センター	TEL 761-2208	FAX 761-3660
八幡東区	事務所（八幡東区社会福祉協議会）	TEL 681-6601	FAX 681-6013
	ボランティア・市民活動センター	TEL 662-0911	FAX 662-5671
八幡西区	事務所（八幡西区社会福祉協議会）	TEL 642-5035	FAX 642-5077
	ボランティア・市民活動センター	TEL 642-0407	FAX 642-5077
戸畑区	事務所（戸畑区社会福祉協議会）	TEL 871-3259	FAX 881-8557
	ボランティア・市民活動センター	TEL 881-8555	FAX 881-8557

